

令和6年7月25日からの大雨災害により被害を受けられた皆様へ

このたびの令和6年7月25日からの大雨災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。
弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置等を実施しております。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

■今回災害救助法が適用された地域は次の通りです。

また、今後災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をいたします。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【秋田県】 横手市（よこてし） 湯沢市（ゆざわし） 由利本荘市 （ゆりほんじょうし） 大仙市（だいせんし） にかほ市（にかほし） 仙北市（せんぼくし） 仙北郡美郷町 （せんぼくぐんみさとちょう） 雄勝郡羽後町 （おがちぐんうごまち） 雄勝郡東成瀬村 （おがちぐんひがしなるせむら） 【山形県】 鶴岡市（つるおかし） 酒田市（さかたし） 新庄市（しんじょうし） 寒河江市（さがえし） 村山市（むらやまし）	7月25日	令和6年7月25日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条 第1項第4号適用

尾花沢市（おばなざわし） 最上郡金山町 （もがみぐんかねやままち） 最上郡最上町 （もがみぐんもがみまち） 最上郡真室川町 （もがみぐんまむろがわまち） 最上郡大蔵村 （もがみぐんおおくらむら） 最上郡鮭川村 （もがみぐんさけがわむら） 最上郡戸沢村 （もがみぐんとざわむら） 東田川郡庄内町 （ひがしたがわぐんしょうないまち） 飽海郡遊佐町 （あくみぐんゆざまち）	7月25日	令和6年7月25日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
---	-------	--	---------------------

以上

< お問い合わせ >
フローラル共済株式会社
 0120-26-8160（通話無料）
受付時間 9：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く）
※携帯電話からもお掛けいただけます。